

平成29年1月18日

答申第750号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成15年度決算より退職給付会計基準を適用しているが、① 本来15年度～18年度に適用すべきであった割引率、② その割引率を適用した場合の退職給付債務の金額、③ 監事意見書で『財産、損益の状況を正しく示している』と判断した根拠が分かる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、①および②については文書が存在しないため、③については監査に関する情報であって開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当するため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書のうち、①および②は文書が存在しないため、③は規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書のうち、「本来15年度～18年度に適用すべきであった割引率」および「その割引率を適用した場合の退職給付債務の金額」は文書が存在しないため、「監事意見書で『財産、損益の状況を正しく示している』と判断した根拠が分かる文書」は規程第8条1項1号に該当するため、いずれも不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成29年1月18日（第245回審議委員会）

第763号諮問、審議、答申